

優良認定の注意点

これまでの優良認定申請事例から、申請書類の注意点をまとめましたので、申請の際には今一度ご確認くださいませようお願いします。

1 遵法性に係る基準に適合することを証する書類

一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面が必要になります。

一定期間：従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

特定不利益処分に係る「一定期間」

場合		一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

2 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

○情報公開について

情報公開の更新頻度（特に1年に1回以上必要な項目に注意）

・1年に1回以上の更新が必要な項目：代表者、役員（監査役を含む。）、運搬施設の種類及び数量、運搬車に係る低公害車の導入状況（排ガス規制と燃費基準の両方。）、受入・運搬量、直近3年分の財務諸表、人員配置（正社員のみかアルバイトを含むかを明示。）

※変更が無い場合でも、ホームページを更新してください。

（例）役員に変更が無くても「令和〇〇年〇月〇日現在」と公表した日付を更新してください。

情報公開の期間

- ・受入量、運搬量は公開日の属する月の前々月までの3年分（36ヶ月分）。
- ・公開する許可証の写しは有効期間内のもの。住所や代表者等に変更があった場合は、変更後のもの。

情報公開の精度

- ・受入量・運搬量は許可のあるすべての品目（運搬実績の無いものも含む。）。
- ・損益計算書は売上高、売上原価、販管費、営業外損益、特別損益を区分。
- ・料金の提示方法は、見積料金の有無も含む。

○環境大臣の指定を受けた者が作成した書類について

「事業の透明性に係る基準の適合についての証明書」（以下、「適合証明書」といいます。）の提出が可能になりましたが、基準日から申請日までの間で適合証明書の期間に含まれていない期間（以下「未証明期間」といいます。）があり、未証明期間内に公表事項の変更があった場合には、次の①～③が必要になります。

① 情報公開の更新履歴一覧表

- ・産廃情報ネットを利用している場合は履歴証明書
- ・自社ホームページの場合は情報公表状況報告書

② 未証明期間の始期での公表事項の内容（WEBサイトの画面）を全て印刷したもの

③ 未証明期間内に更新した公表事項の更新箇所の内容（変更部分のWEBサイトの画面）を印刷したもの（更新日が分かるよう、その最初のページにインデックスを付けてください。）

2 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

加入証の加入区分が「処分業者」の場合、基準を満たしているとは言えませんので、「収集運搬業者」となっていることを確認してください。

3 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

○県内に事業所がある方の税・保険料の納付証明書類

- ・法人県民税、法人事業税及び不動産取得税の滞納額が無いことを確認できる書類は、法人県民税、法人事業税及び不動産取得税の滞納額が無いことを証明事項とする納税証明書があります。
- ・労働保険料の未納が無いことを確認できる書類は、労働保険料等納入証明願（労働局の公印が押印されたもの）があります。
- ・社会保険料の未納が無いことを確認できる書類は、社会保険料納入証明書があります。